

地域公共交通網形成計画の作成について（案）

1 計画作成の趣旨

交通政策基本法の制定により「国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要」との基本的認識が示されたことを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方公共団体が単独又は共同して「地域公共交通網形成計画」を作成できるとされた。

福山市と笠岡市は、歴史的・経済的な結びつきが強く、日常生活圏が重なっていることから地域間の移動が活発であり、一体の交通圏を形成している。また、公共交通の構成が同一であるうえ、瀬戸内海沿岸から中山間部に及ぶ地勢にも類似性が高いことから、公共交通サービスに関する課題にも共通する部分が多く見られる。

これらのことから、福山市と笠岡市で広域的な取組を行うことにより、一定の事業量を確保しながら地域全体の公共交通の活性化・再生を推進し、効果的・効率的かつ持続可能な地域公共交通網の形成を目指す。

2 計画内容

福山・笠岡地域公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを実現するためのマスタープランとして作成する。

原則として、「福山市生活バス交通利用促進計画」及び「笠岡市地域公共交通総合連携計画」の方向性を承継することとするが、各地域の独自性を生かす中で、将来にわたって地域全体の公共交通の活性化及び再生を図るための基本的な方針を示す計画とする。

3 計画区域

福山市及び笠岡市の行政区域

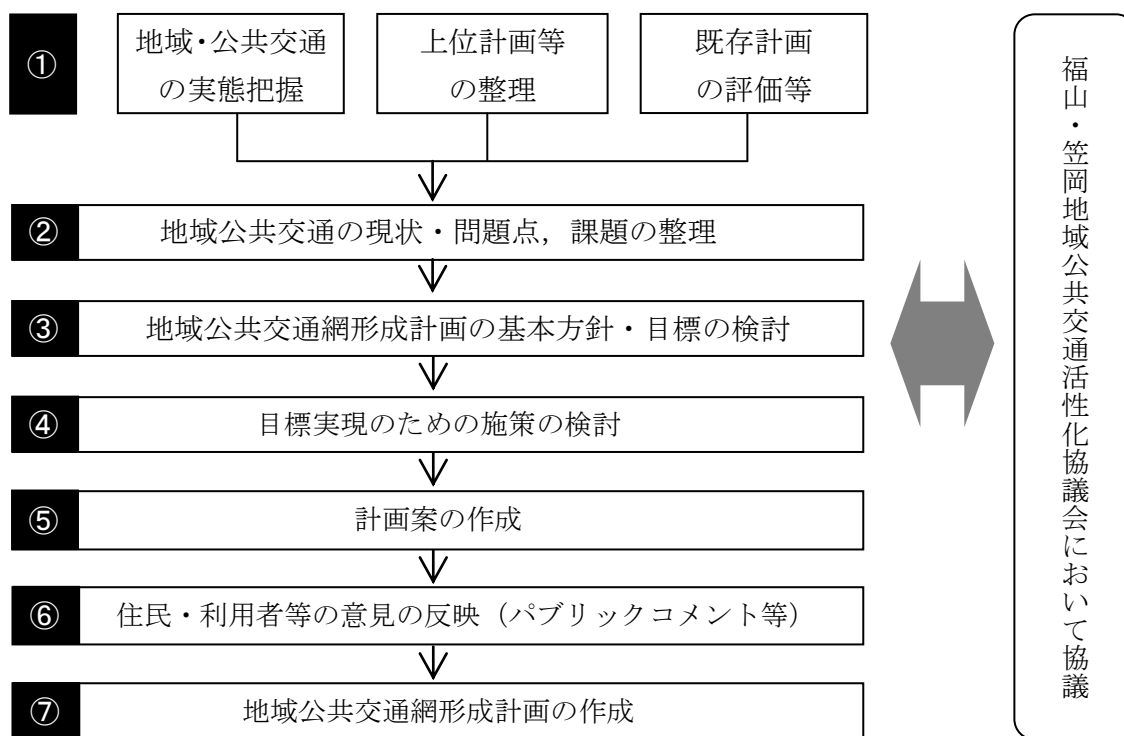
4 計画作成及び推進に関する協議の基本的な考え方

計画の作成、及び計画に基づく事業推進に関する最終的な意思決定は、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会により決定する。

ただし、福山・笠岡それぞれの地域における具体的な施策の推進にあたっては、地域部会において協議を行い、計画に定める方向性及び地域全体の利益に反しない限り、地域部会の協議結果を尊重する。

5 計画の作成方法

(1) 計画作成の手順



(2) 協議会の開催

- ① 協議会により上記の各段階における協議を行う予定。ただし、複数項目の一括協議や書面審議の活用等により、なるべく合理的な協議会運営とする。
- ② 協議会の開催にあたっては、原則として、事前に地域部会を開催する予定。

(3) 計画作成業務の委託先の選定

- ① 公募型プロポーザル方式（企画提案を募り、提案内容を審査のうえ委託先を決定）
- ② プロポーザル審査会を設置し、企画提案の審査を行う。
- ③ プロポーザル審査会委員
 - ・学識経験者（井上名誉教授・渡邊教授）
 - ・地方公共団体（福山市：都市部長・都市交通課長，笠岡市：政策部長・企画政策課長）
- ④ 委託先選定のフロー
 - ア) 募集要項の作成
 - イ) プロポーザル参加業者の募集（4月下旬予定）
 - ウ) 参加業者からの企画提案
 - エ) 審査会による審査
 - オ) 委託業者の決定・契約（6月中旬予定）